

(証券コード 9267)
平成30年 8月23日

株 主 各 位

福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
Genky DrugStores株式会社
代表取締役社長 藤 永 賢 一

第 1 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年9月6日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年9月7日（金曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 福井県福井市中央1丁目4番8号
ユアーズホテルフクイ 4階 芙蓉の間
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第1期（平成29年6月21日から平成30年6月20日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第1期（平成29年12月21日から平成30年6月20日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役及び監査役の報酬等の額決定の件 |
| 第3号議案 | ストック・オプションとしての新株予約権発行の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社のウェブサイト（ホームページアドレス <http://www.genkydrugstores.co.jp>）において周知させていただきます。

事業報告

(平成29年6月21日から
平成30年6月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

当社は、平成29年12月21日に単独株式移転によりゲンキー株式会社の完全親会社として設立されましたが、連結の範囲については、それまでのゲンキー株式会社の連結の範囲と実質的な変更はありません。

なお、以下の記述においては、前連結会計年度と比較を行っている項目についてはゲンキー株式会社の平成29年6月期連結会計期間（平成28年6月21日から平成29年6月20日まで）との比較、また、前連結会計年度末と比較を行っている項目についてはゲンキー株式会社の平成29年6月期連結会計年度末（平成29年6月20日）との比較を行っております。

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成29年6月21日から平成30年6月20日まで）におけるわが国経済は、企業収益の改善が進み、雇用・所得環境は緩やかな回復基調にあるものの、消費者の節約志向は根強く、また海外経済の不確実性もあり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く経営環境につきましても、同業他社による積極的な出店や他業種からの参入に加え、M&A等の業界再編、物流コストや人件費の増加など、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、「近所で生活費が節約できるお店」をコンセプトに、地域シェアを高めるためドミナントエリア構築に邁進いたしました。また、青果や精肉などの生鮮食品を導入し、お客様のショートタイムショッピングに貢献することに尽力いたしました。

新規出退店につきましては、300坪タイプを岐阜県に10店舗、福井県に8店舗、愛知県に10店舗、石川県に2店舗出店し、大型店を2店舗、小型店を2店舗閉店いたしました。これにより、当連結会計年度末における店舗数は、大型店79店舗、300坪タイプ137店舗、小型店2店舗の合計218店舗となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は948億69百万円と前連結会計年度に比べ114億69百万円（13.8%）増加いたしました。利益に関しましては、経常利益は43億77百万円と前連結会計年度に比べ2億87百万円（7.0%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は31億18百万円と前連結会計年度に比べ2億72百万円（9.6%）の増益となりました。

配当につきましては、1株につき12円50銭の実施をご提案させていただきます。

業態別売上状況は次のとおりであります。

区 分	第 1 期 当連結会計年度 (平成30年6月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	増減率
大 型 店	千円 51,710,438	% 54.5	千円 △1,129,027	% △2.1
300 坪 タ イ プ	41,324,869	43.6	13,571,286	48.9
小 型 店	554,361	0.6	△162,731	△22.7
そ の 他 (ゲンキーネットほか)	1,279,565	1.3	△809,927	△38.8
計	94,869,235	100.0	11,469,600	13.8

商品別売上状況は次のとおりであります。

区 分	第 1 期 当連結会計年度 (平成30年6月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	増減率
食 品	千円 55,681,924	% 58.7	千円 9,107,031	% 19.6
雑 貨	14,265,593	15.0	871,165	6.5
化 粧 品	12,722,712	13.4	919,240	7.8
医 薬 品	10,379,139	10.9	568,681	5.8
そ の 他	1,819,864	2.0	3,481	0.2
計	94,869,235	100.0	11,469,600	13.8

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は57億36百万円で、その主なものは新規出店に係る支出であります。

(3) 資金調達の状況

ゲンキー株式会社では、当連結会計年度におきまして、以下のとおり、公募増資及び第三者割当増資を行い、総額58億39百万円の資金調達を行いました。

区 分	発行株式数	1株当たり 発行価格	調達資金	払込期日
公募増資	1,235,000株	4,428円	5,243百万円	平成29年9月27日
第三者割当増資	140,400株	4,245.40円	596百万円	平成29年10月25日

(4) 対処すべき課題

当社グループが属するドラッグストア業界では、高齢化社会の進展や美容、健康の維持促進に関するニーズの高まりなど、更なる市場の拡大が期待される一方、業種・業態を超えた出店競争や価格競争の激化、M&Aによる業界再編の加速など、経営環境は厳しさを増しております。このような環境の中、当社グループといたしましては、勝ち残りをかけた競争に対応するため、次のような課題が対処すべき重要項目であると認識しており、より積極的に取り組んでまいります。

- ①完全標準化された300坪タイプのディスカウントドラッグの出店によるドミナントエリア構築
- ②医薬品販売資格者をはじめとする計画的かつ継続的な人材の確保並びに育成
- ③定番商品を中心とした店舗オペレーションの技術及び管理レベルの更なる向上
- ④低価格販売を実現するための健全な収益管理とローコスト経営の深耕
- ⑤コンプライアンスの徹底と内部統制の強化
- ⑥財務体質の強化

また、今後より一層の企業価値向上を図り、発展させていくためには、経営における迅速な意思決定及びM&Aを活用した事業規模拡大を実現できる組織体制が求められております。

当社は、平成29年12月21日付で純粋持株会社体制へ移行し、M&Aの推進による地域シェアの拡大と物流、仕入、システム開発、商品開発、人材の採用と育成等のグループ共通機能活用による経営の効率化を図ってまいります。

また、出店計画や事業モデル開発等の経営戦略の策定及び、出店資金の調達や業態開発における人材等の適切な配置を行うことで、グループ経営資源を適切に配分し経営の効率化を図ります。

第2期（平成31年6月期）は、店舗レイアウトや作業が標準化されたNew300坪タイプの店舗をレギュラー店と位置づけて41店舗の新規出店を計画しております。また、既存店におきましては、スクラップ&ビルドの推進及び店舗改装を行い、活性化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 当連結会計年度 (平成30年 6 月期)	
売 上 高 (千円)	94,869,235	
経 常 利 益 (千円)	4,377,601	
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	3,118,297	
1株当たり当期純利益 (円)	206.55	
総 資 産 (千円)	60,043,287	
純 資 産 (千円)	23,805,049	
1株当たり純資産額 (円)	1,538.05	
期末店舗数	小型店	2
	300坪タイプ	137
	大型店	79
計	218	

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ゲ ン キ ー 株 式 会 社	800,000千円	100.0%	ドラッグストア事業
玄気商貿(上海)有限公司	798千円	100.0%	プライベートブランド商品の開発・輸入

(注)ゲンキーネット株式会社は、平成30年4月21日付でゲンキー株式会社が吸収合併し、玄気商貿(上海)有限公司については、現在清算手続中であります。

(7) 主要な事業内容 (平成30年6月20日現在)

当社は、グループ会社の経営管理及びそれに附帯または関連する業務を行っております。

なお、ディスカウントドラッグを通じて、医薬品、化粧品、食品、雑貨、衣料品などの販売を行っております。

(8) 主要な営業所等（平成30年6月20日現在）

本 社 福井県坂井市丸岡町
店 舗 小型店 2店（福井県）
300坪タイプ 137店（福井県30店、岐阜県61店、愛知県35店、石川県11店）
大型店 79店（福井県24店、岐阜県38店、愛知県12店、石川県5店）
そ の 他 物流センター 福井県坂井市丸岡町、福井県福井市石盛町

(9) 使用人の状況（平成30年6月20日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
810名	+101名	28.3歳	4.0年

(注) 上記使用人のほか、パートタイマーは1,526名（1日8時間換算、年間平均雇用人数）であります。

(10) 主要な借入先（平成30年6月20日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,162,500千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,091,644
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,407,682
農 林 中 央 金 庫	1,378,750
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,000,000

2. 会社の株式に関する事項（平成30年6月20日現在）

(1) 発行可能株式総数	24,000,000株
(2) 発行済株式総数	15,477,484株
(3) 株 主 数	11,348名
(4) 大株主（上位10名）	

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
フジナガイナショナルキャピタルズ 有 限 会 社	5,186,400株	33.5%
株 式 会 社 華	800,000	5.2
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	735,100	4.8
ゲ ン キ ー 従 業 員 持 株 会	553,600	3.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	420,500	2.7
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	397,700	2.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	381,100	2.5
藤 永 賢 一	362,812	2.3
ゲ ン キ ー 取 引 先 持 株 会	318,900	2.1
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	206,300	1.3

（注）持株比率は自己株式（107株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成30年6月20日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 永 賢 一	ゲンキー株式会社 代表取締役社長
取締役副社長	吉 岡 伸 洋	ゲンキー株式会社 営業本部長
取 締 役	内 田 一 幸	ゲンキー株式会社 マーチャンダイジング本部長兼玄気商貿（上海）有限公司 董事長
取 締 役	山 形 浩 幸	ゲンキー株式会社 店舗運営部長
取 締 役	道 端 良 作	
常 勤 監 査 役	長 田 康 孝	
監 査 役	松 岡 茂	松 岡 会 計 事 務 所 所 長
監 査 役	今 井 順 也	今 井 労 務 経 営 事 務 所 所 長

(注1) 取締役道端良作氏は社外取締役であります。

(注2) 監査役松岡茂氏及び監査役今井順也氏は社外監査役であります。

(注3) 取締役道端良作氏、監査役松岡茂氏及び監査役今井順也氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取 締 役 (社 外 取 締 役)	5名 (1)	66,956千円 (3,600)
監 査 役 (社 外 監 査 役)	3 (2)	6,020 (1,700)
合 計	8	72,976

(注1) 取締役の報酬限度額は、設立時定款で定められた取締役報酬限度額年額240,000千円であります。

(注2) 監査役の報酬限度額は、設立時定款で定められた監査役報酬限度額年額24,000千円であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

定款で定められた報酬枠の範囲において、その決定方法については、役員各人の役位、業績及び貢献度など総合的に勘案し取締役報酬等は取締役会で、監査役報酬等は各監査役の協議で決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ②他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 道端良作	当事業年度中に開催の取締役会には12回の全てに出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 松岡 茂	当事業年度中に開催の取締役会には12回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から適宜質問し発言を行っております。また、監査役会には5回の全てに出席しており、監査結果に関する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 今井順也	当事業年度中に開催の取締役会には12回の全てに出席し、社会保険労務士としての専門的見地から適宜質問し発言を行っております。また、監査役会には5回の全てに出席しており、監査結果に関する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 当社の設立日である平成29年12月21日から平成30年6月20日までの活動状況であります。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,750千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 当社監査役会は、会計監査人からの監査品質に関する報告内容並びに監査時間及び監査単価等の数期間の実績を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社の子会社であるゲンキー株式会社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、新株発行に伴うコンフォートレター作成であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりでございます。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループは、取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程のみならず社会的模範を遵守し職務を遂行するために企業倫理行動指針を制定し、コンプライアンス強化のための指針とする。
 - ② 当社は、法令、定款及び社内規程の遵守に関する活動を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの法令遵守の推進にあたるものとする。
 - ③ 当社グループは、当社グループの取締役及び使用人により法令、定款及び社内規程の違反行為が行われた場合又は行われる恐れが生じた場合には、社内設置した通報窓口に通報することとし、当社はコンプライアンス規程に則り通報者の保護に努めるものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会、その他重要な意思決定に関わる情報は、文書取扱規程に則り記録・保存され、取締役及び監査役が閲覧可能な体制を維持する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクの管理を統括する組織として、当社グループのリスク管理の推進を図る内部監査室を設置しており、当社グループのリスク管理状況について監査を実施し、その結果を取締役に定期的にあるいは必要に応じて報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
重要な業務執行の決定を行うための諮問機関として、代表取締役社長を議長とするグループ経営会議を原則月1回開催し、その審議により取締役会への答申を行うものとする。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
当社グループの経営管理については、関係会社管理規程を制定し、それに準拠して行う。
内部監査室は、当社グループの経営状況等を監査し、問題があると認めた場合には、当社グループの取締役会、監査役及び当社の監査役会に報告するものとする。
- (6) 監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役を補助するため、監査役より要求がある場合は、使用人から監査役補助者を任命する。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。また、監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。

- (8) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に必要な費用又は債務については、監査役の請求に従い支払その他の処理を行う。

- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役に関する体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役及び使用人は、下記の各事項を監査役に報告する。

- a. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- b. 内部監査室が実施した内部監査の実施状況
- c. 企業倫理に関する苦情相談窓口に対する通報の状況

②当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。当社グループの内部通報制度に基づき、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、法令に定める権限を行使し、会計監査人及び社内の組織と情報の交換を行うなど連携を取り、当社の監査を行う。

- (11) 反社会的な勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、公共の信頼を維持し、健全な業務の遂行を確保するために、反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨むことを企業倫理行動指針に定め、不当な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努める。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりでございます。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社グループは社内規程、行動規範の整備を行い、社内研修を通じた啓蒙活動により、使用人へ周知徹底し、コンプライアンスの浸透を図っております。

(2) リスク管理に対する取組み

当社グループは毎月開催される経営幹部によるグループ経営会議などにおいて、経営課題を報告するとともに各種リスクが顕在化した場合には、解決に向けた協議を行い、情報共有、その対応を図っております。

(3) 取締役の職務執行の適正性及び職務執行が効率的に行われることに対する取組み

取締役会は当期12回開催され、取締役及び監査役は重要な審議事項に対して活発な意見交換を行っております。

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年6月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	21,357,880	流 動 負 債	25,847,889
現金及び預金	2,227,552	買掛金	12,865,102
売掛金	782,868	短期借入金	100,000
商 品	13,960,831	1年内返済予定の長期借入金	5,038,486
貯 蔵 品	33,945	リ ー ス 債 務	88,094
繰延税金資産	288,619	未 払 金	3,060,858
未 収 入 金	3,809,774	未 払 法 人 税 等	835,630
そ の 他	254,288	預 り 金	2,845,984
固 定 資 産	38,685,407	賞 与 引 当 金	60,258
有 形 固 定 資 産	33,474,981	ポ イ ン ト 引 当 金	304,817
建物及び構築物	26,390,984	そ の 他	648,655
工具器具備品	3,234,499	固 定 負 債	10,390,348
土 地	2,267,574	長 期 借 入 金	8,345,547
リ ー ス 資 産	457,617	リ ー ス 債 務	392,163
建設仮勘定	1,122,675	資 産 除 去 債 務	1,300,460
そ の 他	1,629	そ の 他	352,177
無 形 固 定 資 産	264,768	負 債 合 計	36,238,238
借 地 権	140,447	純 資 産 の 部	
電 話 加 入 権	3,018	株 主 資 本	23,756,282
ソ フ ト ウ ェ ア	99,378	資 本 金	1,000,000
ソフトウェア仮勘定	21,924	資 本 剰 余 金	6,795,251
投資その他の資産	4,945,657	利 益 剰 余 金	15,961,468
投資有価証券	87,727	自 己 株 式	△437
長期貸付金	840,266	その他の包括利益累計額	48,767
繰延税金資産	722,466	その他有価証券評価差額金	45,221
差入保証金	2,643,376	為替換算調整勘定	3,546
そ の 他	651,819	純 資 産 合 計	23,805,049
資 産 合 計	60,043,287	負 債 ・ 純 資 産 合 計	60,043,287

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年6月21日から
平成30年6月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	94,869,235
売上原価	72,972,036
売上総利益	21,897,198
販売費及び一般管理費	17,768,376
営業利益	4,128,821
営業外収益	
受取利息	15,895
受取貸料	261,968
受取手数料	169,854
固定資産受贈益	57,438
その他	54,189
営業外費用	
支払利息	40,500
株式交付費	34,989
貸借費用	202,292
その他	32,785
経常利益	4,377,601
特別損失	
固定資産除却損	38,228
税金等調整前当期純利益	4,339,372
法人税、住民税及び事業税	1,342,104
法人税等調整額	△121,029
当期純利益	3,118,297
親会社株主に帰属する当期純利益	3,118,297

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年6月21日から
平成30年6月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年6月21日残高	1,076,821	880,475	13,212,915	△1,065	15,169,147
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	2,919,561	2,919,561			5,839,123
剰余金の配当			△369,744		△369,744
親会社株主に帰属する当期純利益			3,118,297		3,118,297
自己株式の取得				△540	△540
自己株式の消却		△1,168		1,168	—
株式移転による増減	△2,996,383	2,996,383			—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	△76,821	5,914,775	2,748,552	628	8,587,134
平成30年6月20日残高	1,000,000	6,795,251	15,961,468	△437	23,756,282

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
平成29年6月21日残高	8,503	654	9,157	15,178,304
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				5,839,123
剰余金の配当				△369,744
親会社株主に帰属する当期純利益				3,118,297
自己株式の取得				△540
自己株式の消却				—
株式移転による増減				—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	36,717	2,891	39,609	39,609
連結会計年度中の変動額合計	36,717	2,891	39,609	8,626,744
平成30年6月20日残高	45,221	3,546	48,767	23,805,049

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

平成29年12月21日付で当社を単独株式移転により設立いたしました。連結計算書類については、単独株式移転により完全子会社となったゲンキー株式会社の連結計算書類を引き継いで作成しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	3社
・連結子会社の名称	ゲンキー株式会社 ゲンキーネット株式会社 ※ 玄気商貿（上海）有限公司 ※

※ゲンキーネット株式会社は、平成30年4月21日付でゲンキー株式会社が吸収合併し、玄気商貿（上海）有限公司については、現在清算手続中であります。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、玄気商貿（上海）有限公司を除き、連結決算日と一致しております。なお、玄気商貿（上海）有限公司については決算日が12月31日であります。連結計算書類作成にあたり、3月31日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた玄気商貿（上海）有限公司との重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(ロ) たな卸資産

・商品

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地権の契約期間とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～38年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、事業用定期借地権については契約期間を基準とした定額法によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(ハ)ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 17,011,789千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式総数 普通株式 15,477,484株

(2)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

以下の配当金の金額は、ゲンキー株式会社の平成29年6月20日又は平成29年12月20日の最終株主名簿に記載された株主に対して支払われております。

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当金額	基 準 日	効力発生日
平成29年9月8日 定時株主総会	普通株式 (ゲンキー 株式会社)	176,276千円	12.50円	平成29年6月20日	平成29年9月11日
平成30年1月22日 取締役会	普通株式 (ゲンキー 株式会社)	193,468千円	12.50円	平成29年12月20日	平成30年2月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成30年9月7日開催の定時株主総会に、次のとおり提案する予定であります。

決議予定	株式の 種 類	配当金の 総額	配当の 原 資	1株当たり 配当金額	基 準 日	効力発生日
平成30年9月7日 定時株主総会	普通株式	193,467千円	利益剰余金	12.50円	平成30年6月20日	平成30年9月10日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全かつ流動性の高い金融資産で運用しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主として株式、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に不動産賃借に係る保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日となっております。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

差入保証金については、定期的に差入先の財務状態等を把握しております。

(ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年6月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含めておりません（(注2)参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,227,552	2,227,552	—
(2) 未収入金	3,809,774	3,809,774	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	87,227	87,227	—
(4) 差入保証金	2,643,376	2,466,516	△176,860
資産計	8,767,931	8,591,071	△176,860
(1) 買掛金	12,865,102	12,865,102	—
(2) 未払金	3,060,858	3,060,858	—
(3) 預り金	2,845,984	2,845,984	—
(4) 長期借入金（*）	13,384,033	13,394,900	10,867
負債計	32,155,979	32,166,847	10,867

（*）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券について、株式は取引所の価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金は、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、実質的に変動金利によると考えられるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	500

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

6. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

(単独株式移転による純粋持株会社の設立)

(1) 取引の概要

平成29年7月21日開催のゲンキー株式会社取締役会及び平成29年9月8日開催のゲンキー株式会社第27期定時株主総会において、単独株式移転により純粋持株会社（完全親会社）である「Genky Drug Stores株式会社」（以下「当社」といいます。）を設立することを決議し、平成29年12月21日に設立いたしました。

①結合当事企業の名称及び事業の内容

名称：ゲンキー株式会社

事業の内容：医薬品、化粧品、雑貨、食品等を中心に販売するディスカウントドラッグの経営

②企業結合日

平成29年12月21日

③企業結合の法的形式

単独株式移転による純粋持株会社設立

④結合後企業の名称

Genky Drug Stores株式会社

⑤企業結合の目的

当社グループが属するドラッグストア業界では、高齢化社会の進展や美容、健康の維持促進に関するニーズの高まりなど、更なる市場の拡大が期待される一方、業種・業態を超えた出店競争や価格競争の激化、M&Aによる業界再編の加速など、経営環境は厳しさを増しております。

このような経営環境のもと、当社グループは他社との差別化を図り、より一層の企業価値向上を目指して様々な施策を行っております。現在代表的な取り組みとして、1. 「近所で生活費が節約できるお店」をコンセプトに、圧倒的な安さの追求、2. 「何でも揃うお店」を目指し、医薬品や化粧品だけではなく生活必需品を幅広く取り揃え、青果や精肉などの生鮮食品の取り扱いを強化、3. 地域シェアを高めるためドミナントエリア構築や自社の物流拠点を活かした、低コストオペレーションの追求等を推進しております。

今後これらの施策を更に推進し、発展させていくにあたり、同じ業態であるドラッグストアはもちろんのこと、別業態であっても当社グループと同じ商品群を扱う企業に対しM&Aを行うことで、共同購買による仕入価格の低減等、当社グループ経営方針の主軸であるエブリデイロープライスの価格政策をより強固にすることができると考えております。他業態のM&Aを推進していくうえでも、純粋持株会社傘下の事業子会社としてグループに参画することが出来る体制を構築することが重要であり、M&Aの推進による地域シェアの拡大と物流、仕入、システム開発、商品開発、人材の採用と育成等のグループ共通機能活用による経営の効率化を図ることを目的として純粋持株会社体制へ移行することといたしました。

当社では、出店計画や事業モデル開発等の経営戦略の策定及び、出店資金の調達や業態開発における人材等の適切な配置を行うことで、グループ経営資源を適切に配分し経営の効率化を図ります。また前記のとおり、M&Aによる当社グループへの他業態の取り込みを通じ、更なる事業拡大と持続的な成長を目指してまいります。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理しております。

(連結子会社の吸収合併)

(1)取引の概要

当社の連結子会社であるゲンキー株式会社及びゲンキーネット株式会社は、平成30年3月5日に合併契約を締結し、平成30年4月21日に合併いたしました。

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 ゲンキー株式会社、ゲンキーネット株式会社

事業の内容 ゲンキー株式会社

医薬品、化粧品、雑貨、食品等を中心に販売するディスカウントドラッグの経営

ゲンキーネット株式会社

E C サイトを通じた化粧品、雑貨の販売を営む小売業の経営

②企業結合日

平成30年4月21日

③企業結合の法的型式

ゲンキー株式会社を存続会社、ゲンキーネット株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

④結合後企業の名称

ゲンキー株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

事業環境の変化に伴い、当社グループ全体の経営効率化及び経営資源の集約と効率的な組織運営を図ることを目的として、本合併を行うこととしました。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,538円05銭
(2) 1株当たり当期純利益	206円55銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成30年6月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,904,343	流 動 負 債	69,469
現金及び預金	54,268	未払金	22,194
売掛金	44,064	未払消費税等	7,868
繰延税金資産	6,865	未払法人税等	38,457
未収入金	2,799,079	その他	949
その他	66	負債合計	69,469
固 定 資 産	20,251,752	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	20,251,752	株 主 資 本	23,086,625
関係会社株式	2,401,752	資 本 金	1,000,000
長期貸付金	17,850,000	資 本 剰 余 金	21,160,021
資産合計	23,156,095	その他資本剰余金	21,160,021
		利 益 剰 余 金	927,042
		その他利益剰余金	927,042
		繰越利益剰余金	927,042
		自 己 株 式	△437
		純 資 産 合 計	23,086,625
		負債・純資産合計	23,156,095

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年12月21日から
平成30年6月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		122,400
売 上 総 利 益		122,400
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		84,950
営 業 利 益		37,449
営 業 外 収 益		
受 取 手 数 料	5	
雑 収 入	250	255
経 常 利 益		37,704
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 譲 渡 益	900,331	900,331
税 引 前 当 期 純 利 益		938,035
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	17,858	
法 人 税 等 調 整 額	△6,865	10,992
当 期 純 利 益		927,042

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年12月21日から
平成30年6月20日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金			
平成29年12月21日残高	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額							
株式移転による増加	1,000,000	21,160,021	21,160,021			22,160,021	
当期純利益				927,042	927,042	927,042	
自己株式の取得						△437	
事業年度中の変動額合計	1,000,000	21,160,021	21,160,021	927,042	927,042	△437	
平成30年6月20日残高	1,000,000	21,160,021	21,160,021	927,042	927,042	△437	
	純資産合計						
平成29年12月21日残高	—						
事業年度中の変動額							
株式移転による増加	22,160,021						
当期純利益	927,042						
自己株式の取得	△437						
事業年度中の変動額合計	23,086,625						
平成30年6月20日残高	23,086,625						

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	44,064千円
短期金銭債務	8,870千円
長期金銭債権	17,850,000千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売	上	高	122,400千円
	販売費及び	一般管理費		7,500千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	—	107	—	107

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取り 107株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (流動)	
未払事業税	6,865千円
繰延税金資産 (流動) 計	6,865千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の主要な差異要因の内訳

法定実効税率	30.7%
適格現物分配に係る益金不算入額	△29.5
住民税均等割り	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.2

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ゲンキー株式会社	福井県坂井市	800,000	ドラッグストア事業	100.0	役員の兼任	経営指導料	122,400	売掛金	44,064
							関係会社株式の売却	19,758,268	—	—
							資金の貸付	17,850,000	長期貸付金	17,850,000

(注1) 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 株式の売却については、簿価純資産方式によって算出した価額に基づき両者協議の上、決定しております。

(注4) 契約に基づき、業務内容等を勘案して取引条件を決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,491円64銭
- (2) 1株当たり当期純利益 59円90銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年7月27日

Genky DrugStores株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 剛 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Genky DrugStores株式会社の平成29年6月21日から平成30年6月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Genky Drug Stores株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年7月27日

Genky DrugStores株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 剛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Genky DrugStores株式会社の平成29年12月21日から平成30年6月20日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年12月21日から平成30年6月20日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年8月3日

G e n k y D r u g S t o r e s
株 式 会 社 監 査 役 会
常勤監査役 長 田 康 孝 ⑩
監 査 役 松 岡 茂 ⑩
監 査 役 今 井 順 也 ⑩

(注) 監査役松岡茂及び今井順也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第1期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、193,467,212円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年9月10日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役及び監査役の報酬等の額決定の件

当社の取締役及び監査役の報酬等につきましては、当社定款附則第2条の定めにおいて、当社の設立日（平成29年12月21日）から最初の定時株主総会終結の時までの期間に係る取締役の報酬等の額を、年額240,000千円以内とし、監査役の報酬等の額は、年額24,000千円以内とする旨定められておりますが、本総会終結時以降の当社の取締役及び監査役の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただく必要がございます。

取締役及び監査役の報酬等の額につきましては、現行どおり取締役が年額240,000千円以内、監査役が年額24,000千円以内といたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は、5名（うち社外取締役1名）であり、監査役は3名であります。

第3号議案 ストック・オプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記要領により当社の社内取締役、社内監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件でストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

また、当社社内取締役及び社内監査役に対する新株予約権の発行は金銭でない報酬額に該当し、また、その額が確定していないため、報酬として割り当てる新株予約権の算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。

割り当てを受ける当社社内取締役は4名、社内監査役は1名となり、新株予約権の割当数は当社社内取締役に対しては200個、当社社内監査役に対しては10個を上限とします。

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の連結業績向上に対する意欲や士気を一層高め、業容拡大に資するとともに、社内監査役の適正な監査への意識向上を図ることを目的として発行するものであります。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の社内取締役、社内監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

3. 本総会の決議によって募集事項の決定を取締役会に委任することができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式50,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 発行する新株予約権の総数

500個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、上記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)

の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

(4) 新株予約権の行使期間

平成30年11月1日から平成35年10月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使条件

① 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の社内取締役、社内監査役及び従業員、もしくは当社子会社の取締役及び従業員たる地位であることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了による退任、定年による退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合には、引き続き本新株予約権を行使することができる。

② 本新株予約権者が死亡により、当社の社内取締役、社内監査役及び従業員、もしくは当社子会社の取締役及び従業員たる地位を失った場合は、本新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使することができる。

(6) 新株予約権の取得条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割に

についての分割計画書または分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得できるものとする。

(7) 新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

4. 本総会の決議によって募集事項の決定を取締役に委任することができる新株予約権については金銭の払込みは要しない。

5. 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

以 上

株主総会会場ご案内図

福井県福井市中央1丁目4番8号

ユアーズホテルフクイ 4階 芙蓉の間

電話 (0776) 25 - 3200



J R北陸本線「福井駅」徒歩3分
えちぜん鉄道「福井駅」徒歩4分

*当会場には駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。